

## 家畜人工授精所開設許可に係る変更の届出で 必要な書類一覧

家畜人工授精所の開設者は、家畜改良増殖法（以下「法」という。）第 24 条の許可に係る家畜人工授精所の名称その他の農林水産省令で定める事項を変更したときは、30 日以内にその旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

届け出る方は、以下の書類をご用意の上、管轄の家畜保健衛生所へご提出ください。

- 1 家畜人工授精所開設許可に係る事項変更届出書（様式第二十一号）
  - 2 記載事項の変更内容を証明できる書類（住民票等）
- ※ 法第 24 条の許可に係る家畜人工授精所の名称その他の農林水産省令で定める事項
- ・ 家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称及び住所
  - ・ 家畜人工授精所の名称及び所在地
  - ・ 家畜人工授精所を管理すべき獣医師又は家畜人工授精師の氏名、住所及び登録番号又は免許番号
  - ・ 家畜の種類及びその業務の別
  - ・ 家畜人工授精所の構造、設備及び器具
  - ・ 家畜人工授精所の開設者が法人である場合にあつては、その役員の氏名及び住所